

天理医療大学 特定不正行為等防止細則

(趣旨)

第1条 この細則は、研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン(平成26年8月26日文科部科学大臣決定。以下「ガイドライン」という。)、及び「天理医療大学公的研究費取扱規則」の趣旨を踏まえ、天理医療大学(「本学」という。)における研究活動の特定不正行為の防止に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 この細則は、研究活動が真実の探求を積み重ね、新たな知を創造していく営みであり、科学研究の実施が社会からの信頼と負託の上に成り立っていることに鑑み、研究機関である本学が、組織として責任体制の確立による管理責任の明確化を図り、もって研究活動の特定不正行為を事前に防止することを目的とする。

(特定不正行為)

第3条 この細則において対象とする研究活動における不正行為(以下「特定不正行為」という。)とは、次に掲げる行為をいう。

- (1) 捏造 存在しないデータ、研究成果等を作成すること。
- (2) 改ざん 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものにすること。
- (3) 盗用 他の研究者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究成果、論文若しくは用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。

(研究データ等の保存・開示)

第4条 本学研究者は、研究によって生じたデータ、実験・観察ノート、実験試料・試薬等の研究データ等を研究が終了若しくは中止したとき又は研究に基づく論文等が公表されたときのいずれか遅い時期から、電子データ及び実験・観察ノートは10年間、その他の研究データ等は5年間、善良なる管理者の注意義務をもって保存し、開示の必要性及び相当性が認められる場合は、これを開示しなければならない。

(特定不正行為の禁止)

第5条 本学研究者は、特定不正行為を行ってはならない。また、他の学術雑誌等に既に発表又は投稿中の論文と本質的に同じ論文を投稿する二重投稿、論文著作者が適正に公表されない不適切なオーサーシップ等の研究者倫理に反する行為も同様とする。

(特定不正行為に対応する責任者)

第6条 本学の研究活動における特定不正行為に対応する責任者は、「天理医療大学公的研究費取扱規則」第6条で定める「コンプライアンス推進責任者」とする。ただし、コン

プライアンス推進責任者が、告発のあった事案について告発者及び被告発者と直接の利害関係にあるときは、学長が指名する理事（以下「研究不正調査責任者」という。）とする。

（特定不正行為の受付・告発）

第7条 特定不正行為に関する通報は法人事務局とし、名称・場所・連絡先・受付方法を機関内外に周知する。

（特定不正行為の調査手続き）

第8条 前項の窓口への通報対応・特定不正行為に係る不正が疑われる場合の調査に関して、第2項から第4項に定める他、「天理医療大学における公的研究費の不正に係る調査の手続き等に関する細則」に定める。

- 2 調査委員会の調査において、被告発者が告発された事案に係る研究活動に関する疑惑を晴らそうとする場合には、自己の責任において、当該研究活動が科学的に適正な方法と手続にのっとって行われたこと、論文等もそれに基づいて適切な表現で書かれたものであることを、科学的根拠を示して説明しなければならない。
- 3 調査委員会は、前項により被告発者が行う説明を受けるとともに、調査によって得られた、物的・科学的証拠、証言、被告発者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、特定不正行為か否かの認定を行う。証拠の証明力は、調査委員会の判断に委ねられるが、被告発者の研究体制、データチェックのなされ方など様々な点から客観的不正行為事実及び故意性等を判断する。なお、被告発者の自認を唯一の証拠として特定不正行為と認定することはできない。
- 4 被告発者が、データ、実験・観察ノート、実験試料・試薬の不存在等、本来、存在すべきであると本調査委員会が判断する基本的な要素の不足により特定不正行為であることの疑いを覆すに足る証拠を示せないとき（被告発者が善良な管理者の注意義務を履行していたにもかかわらず、その責によらない事由によりその基本的な要素を十分に示すことができなくなった場合等、正当な理由があると本調査委員会が認める場合並びに生データ、実験・観察ノート、実験材料・試薬等の不存在等が、各研究分野の特性に応じた合理的な保存期間及び本学又は告発に係る研究活動を行っていた機関が定める保存期間を超えることによるものである場合を除く。）も前項と同様とする。

（細則の改廃）

第9条 この細則の改廃は、研究委員会の議を経て、教育・研究審議会が行う。

附則

この細則は平成29年3月8日から施行する。